

Title	石橋湛山の第一次大戦参戦および「ニールカ条要求」批判論
Sub Title	
Author	増田, 弘(Masuda, Hiroshi)
Publisher	慶應義塾大学法学部
Publication year	1983
Jtitle	慶應義塾創立一二五周年記念論文集：慶應法学会政治学関係 (1983. 10) ,p.253- 276
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Book
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BN01735019-00000005-0253

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

石橋湛山の第一次大戦参戦および 「二一カ条要求」批判論

増田 弘

- 一 序
- 二 大戦参戦批判論
- 三 「二一カ条要求」批判論
- 四 「二一カ条条約」批判論
- 五 結 語

一 序

本稿は、一九一四年における日本の第一次世界大戦参戦と翌一九一五年のいわゆる対中国「二一カ条要求」を終始批判した『東洋経済新報』(『新報』と略す)のジャーナリスト石橋湛山⁽¹⁾に関する研究である。欧州大戦の勃発は、元老井上馨をして評すれば、日本国運発展のための「天佑」であり、続く「二一カ条要求」は、大戦を好機として日本が中国との諸懸案を一気に解決することを目的とした威嚇的行為であり、結果的に、中国民族の反日感情を勃起せしめる決定的要因をなしたことは改めて指摘するまでもない。すでに大戦参戦の経緯、また「二一カ条要求」

の内容、交渉の実態、あるいはこれをめぐる日本のインナー・ポリティックスなどについては、いくつかの研究が発表されており、⁽³⁾ここでは日本の指導的世論の動向が主たる関心の対象となる。

従来、大戦参戦および「二一カ条要求」と、日本のジャーナリズムあるいは知識人との関連性については、概して、断片的かつ副次的に論及される程度であり、前述のような視角からの本格的研究は数少ない。⁽⁴⁾それは、指導的世論が日本の大戦参戦を積極的に支持し、日独戦争勝利後の「二一カ条要求」に際して全面的な賛意を表したことに於いて、政府の立場と基本的に異ならないと解釈されるためと思われる。しかしながら、当時、日本の参戦に反対を唱え、「二一カ条要求」の非合理性・不当性・侵略性を説きかつ批判して、その即時撤回を政府および一般国民に訴えた言論が存在した。その稀有な言論こそ『新報』にはかならなかった。

そこで本稿では、『新報』において一連の批判論を執筆した湛山に焦点を当て、彼の論説を、当時の主要ジャーナリズムである『東京朝日新聞』、『読売新聞』、『中央公論』、『太陽』等と比較考察し、湛山を位置付け、そしてその中国観、対外態度を明らかにしたい。

(1) 『報知新聞』記者であった町田忠治（のち政界に転じ、農相、商工相、民政党総裁を歴任）がイギリスの『エコノミスト』、『ステチスト』を模範として一八九五年一月に創刊。同誌はわが国における経済専門誌の草分け的存在である。当初月三回の旬刊制、一九一九年一〇月四日号より週刊制となり、今日にいたっている。

(2) 一八八四年九月日蓮宗僧侶杉田湛誓（たんせい）のち日布、身延山久遠寺第八一世法主（はっす）の長男として東京に誕生。まもなく山梨県に転居。一九〇七年七月早稲田大学文学科（部）哲学科を首席卒業。一九一一年一月新報社に入社。一九二四年二月第五代主幹に就任。一九四六年五月第一次吉田内閣大蔵大臣に就任するまで同社社長の地位にあった。

(3) 堀川武夫著『極東国際政治史序説——二一箇条要求の研究——』（有斐閣 一九五八年刊）ほか。

(4) 『新報』と湛山に関しては、井上清『日本帝国主義批判論』（大正期の急進的自由主義『東洋経済新報社 一九七二年刊所収』と、Shumpei Okamoto, *Ishihashi Tanzan and the Twenty-One Demands*, in Akira Iriye, ed. *The Chinese and the Japanese*, 1980, p. 469.

二 大戦参戦批判論

湛山が新報社に入社して九ヵ月を経た一九二一年一〇月、辛亥革命が勃発した。『新報』は前年、従来の中国輕視の態度に代わり、中国人の秀れた資質を強調し、その覺醒のあかつきには「歴史上未曾有の強國ならん」と予測して、「常に大なる同情と大なる囑望の態度を以て之に對せん」との見解を明らかにした。また革命時にはこれを明治維新に匹敵する革命と見なし、徹底不干渉と民族自決主義尊重を主張した。⁽¹⁾『新報』のこのような対中国論調の変化は、他のジャーナリズムに先駆けた画期的なものであり、同誌の言論史上一つの重要なターニング・ポイントでもあった。続いて『新報』は、翌一九二二年九月、植松考昭^{うまつりさあき}に代わり三浦鏞太郎^{みうらてつたろう}が主幹に就任すると、政府の帝國主義および保護主義政策に反對する意志をいっそう鮮明にし、一九二三年には、「軍備と征服」とを優先して商工業および國民福祉政策を後まわしとする「大日本主義」を斥けて、いわゆる「小英主義」(Little Englandism)を模範とする「小日本主義」を提唱するにいたった。⁽³⁾

つまり『新報』は、中国革命肯定論と小日本主義を立論の基礎にすえることにより、大正デモクラシーの潮流の中で特異な位置を占めることになった。若き湛山は、主幹三浦の期待に応え、この新しい路線を継承・發展させる役割を担っていたのである。

さて、辛亥革命から三年を経た一九一四年八月初旬、第一次世界大戦が勃発した。七日、同盟国イギリスは日本艦隊の出動を要請、ただし、日本の積極的な対応を危惧したイギリスは、参戦依頼を取消した。しかし日本政府は、一日、加藤高明外相の主導の下に参戦を決定、ドイツに最後通牒を發し、期限切れの二三日に宣戦を布告した。日本の基本的な考え方は、今次の戦争目的はドイツ軍艦への攻撃や青島要塞の攻略にだけあるのではなく、極東に

おけるドイツの勢力の活動を根底から一掃するにあり、それによってできた空隙を日本自身によって充足させることにあつたといえる。⁽⁴⁾

日本の言論界は、大多数、政府の基本方針を支持した。たとえば、『東京朝日』社説は、大戦勃発時、ドイツの「カイゼル」により「蘭領印度」が脅かされていることに注意を喚起して、「英国に対する義務履行の爲めよりは、寧ろ東洋の平和と我国の独立を永遠に確保せんが爲めに」⁽⁵⁾ 蹶起せよと主張し、(八月九日) 対独最後通牒提出については、「火事場泥棒的に領土上の野心を逞しくせんが爲めにあらずして、単に我同盟国に対する義務を履行せんと欲する極めて公明正大の心事より出でたる」(傍点は増田、以下同じ) 措置と認め、それゆえ、中国側の対日警戒心や日本と他の列国とを離反させる画策は「我心事を忖度したるなり」と批判した。(同月一七日) さらに同紙は、ドイツが一〇年前の三国干渉時と逆の立場に追い込まれたことを「自業自得」と評し、「今回の決心を為したる我国は、膠州湾引渡と同時に、将来支那をして成るべく列強の容喙を招かざらしめ、就中^{なぞ}独逸の我国に対する報復を断念せしめんが爲め、支那に対して相当の注文を發するの必要あるべし、然らざれば我国の今回の活動は、啻に徒勞に属するのみならず、今後之に向つて高き代価を支払ふ必要あるやも知る可らず」と主張した。(同月一八日、傍点は増田) つまり『東京朝日』は、日本の大戦参戦を全面的に肯定し、ドイツ勢力をアジアから一掃したのち、中国に対し諸種の要求を行なうことを当然視すると同時に、その即時実施を政府に督促したのである。

日本の主要新聞が以上のような論調に傾いていたのに対して、『読売』一紙は異なつた。むしろ同紙は政府の対独強硬策を牽制した。まず同紙は、「独逸の悪戦苦闘の最中にかゝる要求を提出するは、日本武士として忍び難き所なれ共、国家の大計の前には情を沈黙せしむる事は亦武士道の誨^{また}ふる所なり」と消極的に政府の最後通牒の提出を承認し、ドイツ側の受諾を希望した(同月一九日)が、日独開戦が決定的となると、政府批判に転じ、「今回の政府

の処置に対しては、全然の賛同を吝むものなり。……政府はたゞ機を失せざらむ事をのみ唯これ恐れ、稍焦過ぎたる傾向を以て此度の対英交渉を始末したり、今後は「膠州湾に対して驕慢なる強襲を試みざるの用意、支那と協定して東洋永遠平和を確立するの信念」が必要であり、「友邦の爲めにと東洋平和の爲めにとを忘却する勿れ」と結んだ。（同月二三日） また開戦直後には、「今回の決定は……何故……斯の如く急遽なりしや、吾輩は未だその理由を解する能はず。……（甚だ恐るべきは）民衆が軽しく喜び、軽しく怒り、輕挙暴動以て国家の大計を紊るの一事なり」と政府および一般国民を戒める提言を行なった。（同月二五日）

この『読売』以上に国内の参戦気運を手厳しく批判したのが『新報』であつた。湛山は八月一五日号社説「好戦的態度を警む」⁽⁵⁾において次のように論じた。うわさされる日本の軍事的行動は「如何なる点より考察するも、決して我が国に利益ある事柄にはあらず」、「最も都合好き状態」は「彼等交戦国をして一切東洋に軍事的行動を取らしめず、絶対に禍乱を欧州に局限せしむる」ことである。しかしそれが困難となれば、「（一）交戦区域を制限して、禍乱を東洋に波及せしめざることを、（それも不可能となれば）（二）東洋に於ける紛糾を出来得る限り小さくし、又其の時間を短からしむること」にあり、その場合、わが国は「飽まで日英同盟の主義に準拠し、英国と折衝し、共に相携えて東洋に於ける平和保証の任に当れば可なり」、「若し之（東洋の小兵力たる独逸）に対して大兵を送り、進んで攻陥せんとする如きことあらば、……之れ日本は其の当然の責任と義務との範圍を超えたるもの」であつて、「それこそ我が国家の存立を危険に投ずる大事件を発生すべし」、「此の地（膠州湾）の開闢が与うる利益は何人の獲得する処なりや」と言うに、独逸に非ず、実に支那と日本なり、現に其の貿易の七、八分は我が国品の占む処と言うにあらざるや。然らば即ち仮令我が国が此の地を領するも豈之れ以上の利益を占め得ん。若し失れ独逸が茲に根拠地を有するが爲めに、東洋の平和を脅すべしと心配するに至りては愚の極である、それゆえ「（我が国は宜しく此の機を逃さず、東

洋に於ける利権の獲得に努むべしとの議論の全く根拠無く、…我が国民と政府とは、苟めにも斯かる言議に迷さることなく、飽まで平和の愛好者として、此の時局に処せんことを切望して已ます。」

要するに、湛山は、第一に日本の参戦を極力避けるべきこと、第二に日英同盟に準拠して平和的行動に徹すべきこと、第三にドイツ拠点の攻略は、わが国を政治外交上危険に陥入れる行為であるばかりか、経済貿易上でもわが国に不利益をもたらすことを説いたのである。したがって、湛山にとって、元老井上などは事態を曲解した「真に国家に取って危険思想を抱く者」と映じ、また『東京朝日』が日本の参戦の論拠とした同盟国に対する信義の問題やかつての三国干渉の問題などは、「無思慮無定見の輩の黄色紙的言説」に等しかった。

このような湛山の主張の根底には、「戦争は愚にして無益なる」との彼自身の戦争観があった。すなわち、「戦争は総ての場合に於いて利益を生む者にあらず。然るに之れに費す処は巨額の軍資と生霊とあるのみならず、更に世界の信用制度を破壊し、自国民の生活をも、他国民の生活とも困難に陥ること、現に欧州の戦乱が我が国に及ぼせる影響に依つても知るを得べし。」(社説「戦争は止む時無き乎」同月二五日号)⁽⁶⁾ つまり「野望政治家と、我利実業家と、無定見の評論家と、共に携えて戦争を謳歌し、無意義なる国権の伸長を説く」が、彼らは戦争に起因する経済界の奥に、「幾十百万の憐れなる生霊が飢餓に迫れる惨事」や、「徴発せられたる兵員の家族の困難及び戦没後の廃兵の窮厄の如き」を知らない。(社説「隠れたる戦争の惨禍」九月五日号)⁽⁷⁾ と同時に、彼らは、今や文明国間の戦争が次第に不可能となりつつあることを知らない。つまり、ノルマン・エンゼルが指摘するように、「現代の社会は分業の進歩と交通の発達とに基いて起った信用制度及び商業的契約の上に築かれたものである、されば戦争に依って、此の信用制度及び商業的契約を破壊することは、啻に戦敗国に苦痛を与うるに止らず、戦勝国も亦戦敗国と同様なる損害を蒙り、何等の利益を得る余地もない、然るに今以って戦争の止み難いのは、此の理を寛らず、戦争は矢張勝者

に利益を齎すものと幻想せるが故である」と。（『早稲田文学』同年一月号所収「戦争謳歌論を排す」）湛山の日本参戦反対論には、以上のようなヒューマニズムと経済合理主義と文明史観に基づく戦争否定の思想が存在したわけである。

ただし、現実には湛山の主張と相反して、日本は参戦し、以降、中国山東省と南洋諸島の二方面をめぐり陸海上の戦闘が行なわれ、約二ヵ月半を経た十一月七日、在青島ドイツ軍の降伏によって日独戦争は事実上終了した。青島陥落のニュースに接し、『東京朝日』は、「吾人は実に愉快快絶、狂喜して此公報を請取らざるを得ざりき」（同月八日）、「其陥落の結果として、青島を中心とする日支両国の貿易は直ちに恢復せざるべからず」（同月一〇日）と事態を楽観的に受け止めた。『中央公論』社論も、すでに日本の参戦を全面的に擁護し、膠州湾攻略の「快心」を叫んだ点で『東京朝日』と一致したが、同誌はさらに条件付で山東省のドイツ利権および租借を「支那に還附せん」ことを主張した。その条件とは、（一）青島が将来開市場として繁栄できるよう支那政府は日英両国政府の提議に従い組織を設立すること、（二）山東鉄道を支那国有に編入すると同時にわが国がその出資者となりその経営に参加すること、（三）「帝国政府は支那が将来山東省若しくは其他支那本土を保全し得ず再び独逸もしくは其他の国の割拠に放任するが如き場合には自衛上必要の行動をことあるべきを声明すべき」ことであつた。（十一月号社論「戦局の發展と大義名分」）

他方、『新報』の湛山は、参戦反対論に依拠した青島領有反対論を掲げた。すなわち、「亜細亞大陸に領土を拡張すべからず、満州も宜く早きに迫んで之れを放棄すべし：更に新たに支那山東省の一角に領土を獲得する如きは、害悪に害悪を重ね、危険に危険を加うるもの、断じて反対せざるを得ざる所なり」、「日本は（支那に領土的野心ありとみられて）深く支那人に恐れられ、排斥を蒙り、更に米国には危険視せられ、盟邦の英人にすら大に猜疑せらる。然るに、今若し独逸を支那の山東より駆逐せよ、只だ夫れだけにて、日本の支那に於ける満州割拠は、著しく目立

つべきに、其の上、更に青島を根拠として、山東の地に、領土的経営を行わば、其の結果は…支那に於ける我が国の侵入は愈よ明日となりて、世界列強の視聽を聳動すべきは言を待たず。」(社説「青島は断じて領有すべからず」一月一五号)⁽¹²⁾ では今後日本はどうすべきか。湛山は以下のように説いた。「先ず、出来る限りの急速度を以って、支那の富源を開発し、其の経済上の発達を企つるにあり。(そうなれば)我が対支貿易は、愈よ益々増進し、之れに刺戟せられて、我が商工業は目覚ましき隆興を来たすことが必定なり。(そのためには)支那の全土を挙げて、機会均等主義の下に、列強に開放し、欧米先進国民の、無限の資本と、優秀なる企業力を、最大限に、支那に流注せしめ、活動せしむるにあり。…排他的行為は、我が日本は申すに及ばず、他の外国にも、断じて行わしむべからず。(とすれば)青島の永久占領は、支那に、真に我が経済的發展の立場を作る所以にあらずして、却って之れを破壊する愚策なり。断じて行ふべからず。」(社説「重ねて青島領有の不可を論ず」同月二五号)⁽¹³⁾

要するに、『東京朝日』、『中央公論』、『読売』、『新報』は、ともに(一)東洋の平和、(二)日英同盟の尊重、(三)中国の領土保全を主張する点で一致した。しかしこれらの目的を達成する方途もしくは手段では著しく異なった。『東京朝日』と『中央公論』は、東洋の平和を維持し、同盟国イギリスを支援し、かつ中国保全のために日本の参戦を唱えたのに対して、『読売』と『新報』はそれゆえに日本の参戦の非を説き、政府および国民世論の好戦的姿勢を戒めた。

また基本的態度では一致した『読売』と『新報』の間にも、厳密には差異があった。たとえば、対独最後通牒問題、膠州湾問題、政府および国民批判の内容や度合において、『新報』は『読売』に比して徹底批判の態度を示したといえる。繰り返すが、湛山は、中国における門戸開放原則と不干渉主義(民族自決主義)に立脚した経済合理主義の実施を強く求めた。いいかえれば、いわゆる帝国主義的政策による利権の拡大はもはや時代状況に則わない旨

を認識していた。この観点からすれば、日本がドイツと開戦し、ドイツを中国山東から駆逐し、ドイツに取って代わることは、「我が外交第一着の失敗」と論断せざるをえなかったのである。

- (1) 山本四郎「中国問題論」(前掲『大正期の急進的自由主義』所収) 九八一—〇九頁参照。
- (2) 一八七四年静岡県に誕生。一八九六年東京專門学校(現早稲田大学)政治科卒業。一八九九年七月新報社入社。一九一二年九月第四代主幹に就任。一九二四年に湛山に主幹の地位を譲る。一九七二年没。
- (3) 論説「産業上の第二維新」(一九二二年七月五日号—九月五日号、七回連載)、同「満州放棄乎軍備拡張乎」(一九一三年一月五日号—三月一日号、八回連載)、「大日本主義乎小日本主義乎」(同年四月一日号—六月一日号、六回連載)参照。
- (4) 臼井勝美著『日本と中国』(原書房 一九七二年刊) 五二頁。
- (5) 石橋湛山全集編集委員会編『石橋湛山全集』第一巻(東洋経済新報社 一九七一年刊) 三五八—三六一頁。
- (6) 同右書 三六一—三六四頁。
- (7) 同右書 三六五—三六八頁。
- (8) イギリスの評論家。一九一〇年『大いなる幻想』(The Great Illusion)を発表、平和主義者として有名になり、一九三三年ノーベル平和賞を授与された。湛山はこの著書が高く評価した。
- (9) 前掲『全集』第一巻 三九二頁。
- (10) 一九一四年一〇月号社論「欧州の大乱を論ず」参照。
- (11) 同年 九月号「嗚呼膠州湾」参照。
- (12) 前掲『全集』第一巻 三七五—三七六頁。
- (13) 同右書 三七九—三八一頁。

三 「二一カ条要求」批判論

この間、加藤外相は小池張造政務局長に対して中国に要求する原案の作成を命じた。果たして陸軍・元老・財界等の各方面から多種多様の要求が外務省に持ち込まれ、結局二一カ条に達した。青島陥落直後の十一月一日、大隈内閣は对中国交渉の訓令案を承認、この訓令を得た日置益駐華公使は、翌一九一五年一月一日、袁世凱大統領

を訪問し、二一カ条の要求書（第一号山東省に関する四カ条、第二号南満州および東部内蒙古に関する七カ条、第三号漢治萍公司に関する二カ条、第四号中国の沿岸不割譲に関する一カ条、第五号中国の一般的事項に関する七カ条）を提出した。以後、両国は二月二日から四月二六日まで北京で二五回に及ぶ会議を重ね、内容を討議した。しかし、中国側は満州の租借地と鉄道の期限延長を承認した以外には日本案に強く反発し、四月末、交渉は完全に行き詰った。五月七日、日本政府は局面打開のため、ついに最後通牒（ただし元老の忠告を容れて第五号希望条項を削除したもの）の提出に踏み切った。九日、中華民国政府はこれを受諾、ようやく交渉は妥結した。ただし、その内容は日本が当初提出した原案とかなり隔りがあった。条約および交換公文は二五日に調印、六月八日に批准交換して、この一大外交問題は決着を見た。

では日本の指導的世論は、「二一カ条要求」の開始、経過、結果をいかに論評したのであろうか。

まず『東京朝日』社説は、日本の大戦参戦を是とし、対独戦勝利に「狂喜」した以上、今回の要求を肯定し、政府の立場を擁護したのは当然であった。すなわち、「支那に関するものは、先以て支那の用意を求め置き、他日開かるべき欧州の平和会議に対する準備を為すと同時に、支那政府をして十分に我國の態度を会得せしめ、先以て之を安心せしむるの必要あるべし。…（それゆえ）吾人は大体に於て之を賛成せざるを得ざるなり。」（二月二日）その後交渉が長期化すると、次のように論じて中国側の自重を促した。「支那に於ては我國の真意を誤解し、我國の野心を猜疑」するが、「日本が」交渉を開始したるは、総て是等の懸案（満州問題など）を根本より解決せんが為めに外ならず、それゆえ「北京政府も亦誠意を以て之を迎へ、而して日支両国の親交を根本的に維持せんが為めに、速かに之に同意すべきなり。」（二月六日）同紙はその後も一貫して中国側の日本に対する「誤解」や「術数」を批判すると同時に、日本が門戸開放・領土保全の原則に従う限り、英米ら列強が日本を支持しないはずはないとの樂觀的⁽¹⁾

見通しを明らかにした。⁽²⁾そして四月下旬から五月初旬の最終段階では、「頑冥にして誠意なき支那の当局者（に対して）…断呼として別個の手段を講ずる」以外にないと主張し（四月二三日）、最後通牒によって交渉が妥結すると、同紙はこれを「両国の将来の為に吾人の大に祝賀せざるを得ざる所なり」と高く評価した。反面、妥結の内容に関しては、四月二六日の日本側修正案（青島還付や東部内蒙古と南滿州との切放し等）を「無用」とし、また最後通牒提出の際の第五号条項の放棄を批判して、「吾人は此点に於て今回の落着が、国民に少からざる不満足を与へたるを信じ、現内閣の責任を問ふと同時に、無責任なる元老の制肘を大に遺憾とせざる能はず」と論じた。（五月一〇日）

『中央公論』社論も『東京朝日』とほぼ同様の論旨を明らかにした。同誌も日本の大戦参戦を積極的に支持し、膠州湾陥落を賞讃したことは既述のとおりである。まず四月号社論「対支交渉の行悩」では、今回の要求が「悉く我邦朝野の希望を包含し、比較的に穩正」であること、交渉難航の一因は中国側が（日清戦争時の）「三国干涉」の再現を期待していること、中国側に対する威嚇的措置と評された三月における日本軍増派はやむをえないことを指摘したのち、「元来今次の交渉は深く日支両国の親善を慮りて開始せられしものなるが故に、…我当局は須らく現代支那氣質（自大思想、崇敬の標的の喪失など）⁽³⁾を解して交渉の過程に於て及ぶべき丈寛容隱忍なるべく、支那官憲亦た能く帝国の真意を諒として誠意局に對し速に問題を解決すべし」と説いた。また、六月号社論「外交の失敗と善後策」では、「我外交の結果は甚だ平凡にして当初の期待に背くこと多き耳ならず、徒らに各種の問題を提起して隣邦及び欧米の嫉視猜疑を惹起したるは看過す可らざる失態なり。…著るしく疎隔したる日支人間の感情は如何にして融和すべき、我が新得の利権は之を如何にして利用すべき、是れ實に今日の急務なり」と全体を総括し、以後、大隈内閣批判を強めていく。⁽⁴⁾

『東京朝日』や『中央公論』と同じ見地から、政府、とくに加藤外相を酷評したのが、仲小路廉（貴族院議員）の「対

支外交の大失態」(『太陽』六月号所収)である。「大失態」とする具体的理由とは何か。仲小路は、(一)秘密であるべき交渉内容が国外に遺漏した、(二)第五号要求の方法と方式が適切でない、(三)第五号の存在を締盟国に隠蔽した、(四)一カ条の内容が小範圍で新規性がない、(五)交渉者の選定が宜しくなかった、(六)青島還付を交渉打開の材料に用いた、(七)治外法権の一部を滿州において撤去し、他日その全部を放棄する意思を表示したことを列挙した。したがって、「今回の新締約に於ては、従来に比し實質上何等得る所無くして、却て(青島や滿州の利権を失い)、而も徒らに支那国民の惡感と列強の猜疑嘲笑を買ひ、中外に対して帝国の威信を失態せしめたること幾何ぞや、…对支交渉も、茲に至って徹頭徹尾失敗に終った」と結論した。

総じて、以上の三つの見解は、「二一カ条要求」提出を是認し、日本政府を擁護すると同時に中国側を牽制し、妥結の内容をいわゆる帝國主義的観点からことごとく論難したことで共通した。これに対し、右とほぼ同じ視点に基づきながら、論評において賛否折半したのが吉野作造であった。吉野は、六月に刊行された著書『日支交渉論』と、論説「对支外交の嚴正批判」(『中央公論』六月号所収)において彼自身の所見を明らかにした。

前者では、まず中国に対する日本の基本姿勢に触れて、「吾々は理想的の政策としては支那をして強大ならしめ何処迄も支那を助けて自主独立の國家たらしめんことを期するのである」が、「各国が相競うて支那の内部にそれぞれ勢力を扶植するといふ今日の現実の状況」に際して、もつとも關係の深い日本が、「独り指を咬へて傍觀して居る事」はできない、つまり「已むを得ず列國と同様に支那に於て專屬的排他的の勢力範圍を得ることに努力せねばならぬ」と論じ、次いで、ただし、利権獲得や勢力範圍擴張のためには、第一に「時機」、第二に「支那の關係、及び他の外國との關係」を考慮する必要がある、この観点に依拠すれば、「今度の要求は大体に於て最少限度の要求であり、日本の生存のためには必要欠くべからざるものであったと認める」、それゆえ「第五項の削除は、甚だ之

を遺憾とする」と総評した。

他方、後者では、右の見解を補足して次のように説いた。第一に交渉の結果に関して、「今度位の成績ならば、余り甚だしい失敗とは云へぬやうな気がする」こと、第二に要求の「時機」に関して、「此多年の懸案の解決の爲めに、日独戦争と云ふ機会を捉へたのは、予は頗る機宜に、適した処置」であること、第三に日本政府が第五項を秘密としたことに關して、「斯くの如き重大な事件を支那と密約の形で締結が出来る、少くとも支那をして此点に關し秘密を厳守せしめ得ると思つたのは：無智輕忽」であること、第四に四月二六日の「青島還附の声明」に關して、「支那と日本との今度の交渉は、戦勝国の戦敗国に対する交渉ではない。従つて第五項の如き重大なる利権を獲得せんとするには」譲歩を要するし、また「日本国民の山東省に於ける經濟的發展の爲めには、青島の占領は必ずしも絶對的に必要ではない」、それゆゑ「青島還附の声明は機宜に適したものである」こと、第五に最後通牒の提出と第五項の削除に關して、中国が列国の対日圧力に期待して日本の修正提案を拒否したため、最後通牒を發する以外になつた、しかしその際第五項を削除したのは「我当局の一大失態」であり、「堂々たる強國の態度ではない。我日本の威信を損ずること極めて大」であること、最後に袁世凱と中国の今回の外交に關して、「彼（袁）には：世界に關する智識といふものは極めて乏しい、日本の事情すらもよく分つていない、一見彼は日本側を翻弄したやうだが、實際は決して外交に成功していない、彼の外交は外國勢力を利用するなど「決して自主独立の外交」ではない、「目前の小成功の爲めに、永遠の損害の種を蒔いた責任は、之を打ち消すことは出来ない。」

要するに、吉野は、要求の時機および内容と青島還付声明を是とした反面、第五号の秘匿と最後通牒提出の際の削除を非とし、全体的評価はこれを可とした。なお吉野の見解のバリエーションとして、内藤湖南と浮田和民を抽出できよう。内藤は吉野とほぼ同じ視点から要求の時機・内容・結果を非とし、⁽⁶⁾ 浮田はやや平和主義的観点から要

求を非とし、結果を可とした。⁽⁶⁾

他方、『読売』と『新報』は、参戦問題の場合と同様、「二一カ条要求」問題でもこれを非とすることで一致した。ただし『読売』は、『新報』のように終始批判的態度を示したわけではない。当初同紙は要求そのものに賛意を表した。⁽⁷⁾しかし事態を把握するに従って論調が変化し、三月下旬の社説「対支国是」(三月二日—二六日、五回連載)以後、否定的態度に転じたのである。日本政府が要求の内容と日中交渉の実態を極秘としたことは、言論機関を一樣に戸惑わせたが、『読売』は他誌と比較して誤認の度合が大きかったと思われる。⁽⁸⁾そのことが同紙の主張の変化に関与した。

さて、批判的態度に転じた際の『読売』の主張は次のとおりである。「日露戦争後は出来得る丈、支那問題を休息せしむるの国是を確立して、総べての施設行動を之より割り出す事とせざる可らざりしなり。…此標準に基きて判断する時は、世に伝ふるが如き今回の対支要求は、之を大なる誤策と云はざるを得ず。…(支那が)有らゆる手段を以て、我要求を拒絶せんと試みるは無理ならざる事なり」(三月二日) また沿岸不割譲、滿蒙における警察權、布教の自由などの要求は「悉く速かに撤回することを得策」と見なした上で、「日本当局者は大なる譲歩を為す能はざるべし。…支那当局者は其得意なる外交の巧妙に全力を注ぐことを止め、内部の改良に力を竭す[?]の策を定めて、良い加減に見切を付け、日本の要求を容れて、而して臥薪嘗胆、以て恢復を図る事、目下の良策たるべし。世の中は力の問題なり、巧拙の問題なり」(四月九日)と説いた。つまり、同紙は日中双方の譲歩による早急の解決を求めたのである。したがって、五月初めの最後通牒提出時には、「支那政府が屈服して我要求に応ずるも、尚ほ日本の大失策と云ふを憚らず、…今回の事は…日本の官民一般に、又軍人にも、文人にも、切望する事は驕慢の恐るべきを覚知せん」(同月五日)と厳しく政府と国民を非難しながらも、日本政府が通牒提出の際に譲歩した報道に接する

と、同紙はこれを高く評価して中国政府の通牒受諾を求めた。（同月六日） 実際、中国側は受諾し、ついに長い交渉に終止符が打たれると、「今回の我外交は、支那を以て與し易しとなし、何等の準備もなく、決心もなくして、過大の要求を提出し、恫喝によって其目的を達せんとせしの点にあり。之れ吾人の当局の為に惜み、併せて親善の關係に砂を投ぜしものとして、日支兩國の為に悲しまざるを得ざる所以なり」（同月二日）と交渉全体を論評したのである。

では『新報』の批判的態度とはどのようなものであったか。湛山は、二月五日号社説「第二の露独たる勿れ^{（九）}」で初めて「二一ヵ条要求」に論及した。まず彼は、今回の政府当局の本意を「朝鮮同様、満州を我が領土に併合すること」にあると断定し、それは「我が国の運命に取って、由々敷問題^{（十）}」であり、「無謀の挙、我が国をして第二の独逸、第二の露国たらしむるものである」と非難した。その理由は、「他国民の領土を割取すること程、國際間の關係を不安に陥入れ、衝突の原因を紛起せしむるものはない」からである。もし独露兩國が領土的野心なく、中国の開發に努めたならば、驅逐されることはなかったであろう、ところが今日本が兩國に代わって同地を領有し、「傍若無人の振舞」をすれば、「其の結果は、やがて又た我が日本が、曩に世界の感情から露独の孤立に陥入ったように、孤立に陥入り、而して、露独のように頭を叩かれ、放逐せられ、幾十億を投じた經營は悉く没収せらるることとなるに相違ない」、それゆえ、「滿蒙問題並に青島問題に關しては、何卒、國家の爲めに、誤れる輿論を排斥し、其の永久領有を企てないようにしてほしい。若又た、永久占領の立場で交渉を進めつつあるなら、須らく撤回して貰いたい」と大隈内閣、とくに加藤外相に要望した。

既述の参戦反対論と、この「二一ヵ条要求」反対論を貫くのは、「植民地不要論^{（十）}」であった。それを要約すれば、第一に、日本が中国に南滿州などの植民地や諸種の特権を保持する限り、中国民族の反日感情は消えず、それは兩

国間の政治・外交・経済貿易上の阻害要因となる、第二に、満州などの植民地が天然資源や過剰人口の捌口として一般に想定されている程の価値をもたず、また日本は海外領土をもつだけの国内資本に恵まれていない、第三に、植民地領有は軍事支出を増し、国家財政を圧迫し、結局国民生活を悪化させ、さらに無益の戦争を生起する危険をもたらす、第四に、植民地領有は列国、とくに米国との対立を生み、日本の国際的孤立化をもたらす、そして第五に、民族主義の高揚により、植民地の分離独立は窮極的に不可避の運命にあることであった。

湛山はこれら論点から交渉の進展を冷やかに見守ったのである。たとえば、三月五日号小評論「干渉好きな国民」⁽¹¹⁾では、「日本国民程干渉好きの国民はあるまい」として、「吾輩は寧ろ此の際青島も還したい、満州も還したい、旅順も還したい、其の他一切の利権を挙げて還したい、而して同時に世界の列国に向っても、我が国と同様の態度に出でしめたい、而して支那をして自分の事は自分で一切処理するようにせしめたい。日本の為め、支那の為め、世界の為め、之れに越した良策は無い」と説いた。また同月一五日号小評論「無理推しの報い」⁽¹²⁾では、「日支の国交が円満に行かぬとか、支那に益々排日思想が高まるとか云うは、其の罪蓋し我れにある。先ず彼れを尊敬せよ、而して無理推しを絶対に廃めよ。之れより外に、今日の形勢を变化する方法はない」と論じた。さらに四月五日号小評論「対支外交の失敗」⁽¹³⁾では、出兵問題を取り上げ、「強く出で、侵略的に出ることは、愈々益々外交を失敗に終らせるものである、…大隈内閣、加藤外相は、今以って之れを悟らず、相変らずの手段に出た、而して遂に出兵と云う処まで持つて行った。…それでは外交でも何んでもない。熊公、八公の遣る事だ。之れが失敗でなくて何であろう」と批判した。しかし、最終的に交渉は妥結し、条約および公文が調印された。湛山は、交渉結果を否認した上で、日本の今後の在り方を次の三編の社説で明らかにした。「先ず功利主義者たれ」(五月二五日号)⁽¹⁴⁾では、「唯一の途は功利一点張りで行くことである。我れの利益を根本として一切を思慮し、計画することである。我れの利益を

根本とすれば、自然相手の利益を図らねばならぬことになる、相手の感情も尊重せねばならぬことになる。：我等は暖昧の道德家であつてはならぬ、徹底した功利主義者でなければならぬ、然る時に茲に初めて真の親善が外国とも生じ、我れの利益は其の中に図らるる」と論じ、功利主義を提唱した。次に、「日支親善の法如何」（六月五日号）⁽¹⁵⁾では、「隣り同志が互に親善でなければならぬ、礼節を守らなければならぬと云うは、決して個人間のみの事ではない。国と国との関係に於いても亦之れと同様の態度を取らなければ、各国民の生活は永遠に幸福なるを得ない。吾輩は此の点から見て、大隈内閣の先頃支那に対して取つた態度は、明かに自国の利益を無視し、阻害したものと

思う」と論断し、日中両国間の親善のため、政府と国民が「帝国主義」を放棄するよう主張した。そして「日支新条約の価値如何」（同月一五日号）⁽¹⁶⁾では、「随分つまらぬ、併し独立国たる支那としては許し難き要求七個条」を並べた第五号の削除を「幸い」とした上で、新条約および付属文書の内容、とくに今回日本側が得た「旅順大連の租借期限及び南満安奉両鐵道に関する期限を九十九個年に延長せる事」以下九件を示すと同時に、それらがすべて「無用」である旨を説き、「隣邦支那が速かに富強となることは、やがて我れの富強を増す原因である。然るに此の原因を、今度の新条約は遮断した、即ち我が富強となるを妨げた故である。吾輩は斯くの如く觀察し、畢竟此のたびの日支交渉は根本的に大失敗と断ずる者である」と結論した。湛山はそれ以後、大隈内閣の退陣を主張していく。⁽¹⁷⁾

このように『新報』の言論には『読売』のような変調はみられず、また事態改善のための方途についても『読売』のような日中双方の譲歩に基づく妥協ではなく、日本側の要求撤回に基づく解決を主張したことにおいて相違した。その意味では、『読売』よりも、むしろ末広重雄の見解が湛山のそれに相似したといえる。末広は、論説「日支国交観」（『中央公論』一九一五年三月号所収）において、中国側の反日感情は中国側に罪はなく、わが国にあること、満蒙はわが国にとって防衛上資源上国際関係上不要であることを説き、日本の対中国態度の改善を求めた。また「対

支政策に就きて」(『外交時報』一九一七年四月一日号所収)では、对中国政策は、「非侵略主義・平和主義」および「支那保全」を前提として、政治的ではなく経済的手段による発展を意図すべきことを提唱した。ただし、末広はのち「二カ条条約」を是認するにいたる。

以上、「二カ条要求」問題における日本の言論人・知識人の対応形態は、おおむね次のようになる。 (一)帝国主義的観点から要求を「是」、結果を「非」とした『東京朝日』や『中央公論』等のパターン、 (二)ほぼ同様の観点から要求を「是」、結果を「可」とした吉野作造のパターン、 (三)ほぼ同様の観点から要求を「非」、結果も「非」とした内藤湖南のパターン、 (四)やや平和主義的な観点から要求を「非」とし、結果を「可」とした浮田和民のパターン、 (五)平和主義的観点から要求を「是」とし、結果を「非」とした『読売』のパターン、 (六)同じ観点から要求を「非」、結果も「非」とした『新報』・末広重雄のパターン、である。(末尾の図を参照) より基本的には、いわば吉野を対称軸として、右翼に『東京朝日』と『中央公論』、左翼に『読売』と『新報』という位置付けができよう。

- (1) 二月二四日、二八日社説はか参照。
- (2) 二月二四日社説はか参照。
- (3) 一九一五年三月号社論「今代の支那氣質に就て」参照。
- (4) 七月号社論「大隈内閣の反正を促す」参照。
- (5) 「日支交渉論」(『太陽』第二十一卷第九号所収)参照。
- (6) 「対支外交上の大問題」(『同』第二十一卷第六号所収)参照。
- (7) 一月二二日社説参照。
- (8) たとえば、一月二三日に『東京朝日』が号外を出し、交渉内容を暴露すると、『読売』はその内容に驚き、疑問を投げかけた。(二四日社説参照)。
- (9) 前掲『全集』第一卷 三九九―四〇四頁。
- (10) 拙稿「石橋湛山の満洲放棄論」(日本国際政治学会編『日本外交の思想』有斐閣 一九八二年刊所収)参照。

- (11) 前掲『全集』第二卷 三二八頁。
- (12) 同右書 三三〇—三三一頁。
- (13) 同右書 三三四—三三五頁。
- (14) 前掲『全集』第一卷 四〇四—四〇七頁。
- (15) 同右書 四〇八—四一一頁。
- (16) 同右書 四一一—四二五頁。
- (17) 七月一五日号小論説「大隈内閣の持統」（前掲『全集』第二卷 三五九—三六一頁）参照。

四 「二一カ条要求」批判論

いわゆる「二一カ条要求」成立以後、中国側の反日感情は高まり、排日運動が続いた。一方、日本政府は、奪取したドイツ利権を確保するため、一九一七年に英仏露伊四カ国と秘密協定を締結し、翌年九月には段祺瑞の北京政権と「山東省における鉄道および日本軍の占領行政に関する約定」を結んで大戦終結に備えた。果たしてパリ平和会議（一九一九年一月—六月）は国際舞台における日中激突の第一場となった。米国の支援を受けた中国側は、「二一カ条要求」の無効と山東利権の直接返還を強く迫り、これを拒否する日本側と対峙した。国際世論は明らかに中国側に同情的ではあったが、結局、日本側の意思がヴェルサイユ条約に盛り込まれた。中国代表は調印を拒み、北京ではいわゆる五・四運動が起った。山東権益返還問題は、次に、ワシントン会議（一九二一年一〇月—翌年二月）に場を移した。今回は米英両国の仲介もあって順調に進展し、一九二二年六月、「山東懸案解決に関する日華条約」が成立した。これに先立ち、幣原喜重郎全権は同会議極東委員会で、南満州・東部内蒙古における経済投資や顧問派遣の優先権と、最後通牒で後日の商議に委ねた第五号の諸条項の放棄を声明した。この声明により、「二一カ条要求」は残すところ一〇件となり、まさに半減するにいたった。

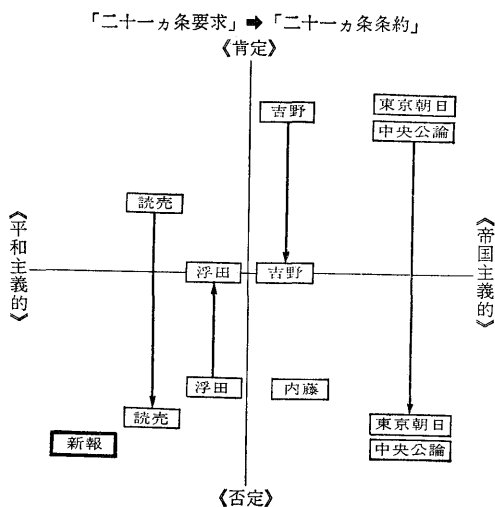
さて、「二一カ条条約」成立以降の湛山の言論はどのようなものであったか。依然彼は既述のような論点に立ち、日本政府の対中国政策および国民の対中国態度を批判し続けた。とくにパリ平和会議では「袋叩きの日本」と評して、日本外交の在り方を問いただす⁽¹⁾。一方、中国を媒介とする日米両国の開戦の可能性を指摘した⁽²⁾。またワシントン会議では、年来の植民地放棄論を軍備縮小論とともに積極的に掲げ、「一切を棄つる覚悟」をもって「支那と提携して該會議に臨むべし」と主張した⁽³⁾。なぜ日中両国は提携しなければならないのか。彼いわく「支那と日本とは、融和し、交驛^{かえり}し、提携するのが、地理上、歴史上、國際關係上順であり自然である。…若し我国が、支那の納得し、信頼し得る如き態度に復れば^{かえ}、蓋し等反作用^{イタキア、リアクション}の理由により、支那は大に喜んで、固く我国と握手し提携するの^{けだ}が、極て自然といわねばならぬ。」では日中提携の利益とは何か。第一に、日本が英米から「袋叩き」にされる理由が消滅すると同時に、局面は一転して、「印度を領有し、白人濠州を作り、メキシコを圧迫し、有色人種を虐げ、菲律賓^{フィリピン}やグアムを武装して極東を脅威している英米が、遂に論議せられる位地に立たねばならぬ」、第二に、「支那は広い。満蒙は、其広い支那の一局地、而かも、経済的に最も不毛な一局地。之を棄つることに依つて、若し支那の全土に、自由に活躍し得るならば、差引日本は、莫大な利益を得る⁽⁴⁾」ことであると論じた。日本社会は湛山の提言を事実上無視したが、會議の諸結果は、日英同盟の廢止、門戶開放原則の承認、海軍軍縮の実施、さらに前述のような「二一カ条要求」の部分的撤回となった。

ところで同會議前後より中国ナショナルイズムの運動はいっそう高揚し、それは対外的には國權回收運動に直結した。こうして「旅大回收運動」は日本側にとって一大脅威となった。一九二三年三月、中国政府は日本政府に対し、「二一カ条条約」および交換公文の廢棄を一方的に通告し、日中關係は緊張した。日本側には中国側の要求を不当とする空氣が強く、指導的世論の多くは中國膺懲論を唱えた。

一方、湛山は社説「所謂対支二十一個条要求の歴史と将来」（三月三十一日号—四月二十八日号、五回連載⁽⁵⁾）において次のように論じた。「我政府及新聞等の論調に依ると、支那今回の廃棄要求は、全く一顧の価値も無きものにて、苦もなく拒絶し得るもののように考えらるるが、…吾輩の見る処に依れば、此問題は、決して左様に簡単には片付かぬ。之は今後相当長き期間、日支間の、或は世界の、懸案として我国を支那を又世界を悩ますのではあるまいか」、「多くの人が、一種の熱病に襲れ、理性を失っていた」、「畢竟^{ひつじやう}するに、我政府は余りに欲をかき過ぎた、無理を推し過ぎた、其報いが今日来ておる」、「吾輩は思うに、二十一個条要求の現在残存せる条項も、所詮取消の外はない。」⁽⁶⁾ちなみに『読売』社説や末広重雄の論説からはかつての主張は消え、中国の対日態度を批判する側に転じていた。

湛山の『新報』のみが孤塁を守ることになった。
果たしてこれから四年後に山東出兵、そしてさらにその四年後には満州事変が勃発した。湛山の予言は適中したのである。

- (1) 一九一九年八月一五日号社説「袋叩きの日本」（前掲『全集』第三巻 八六—八七頁）参照。
- (2) 一九二〇年一月二四日号社説「日米衝突の危険」（同右書、一〇九—一一頁）参照。
- (3) 一九二二年七月二三日号「一切を棄つるの覚悟」（前掲『全集』第四巻、二〇—二四頁）と七月三〇日号「支那と提携して太平洋會議に臨むべし」（同右書、三〇—三四頁）参照。
- (4) 同右書 四九頁。
- (5) 同右書 一三四—一六〇頁。
- (6) 『読売新聞』三月四日と同月十三日社説、末広「所謂二十一個條問題」（『外交時報』三月一五日号所収）参照。



五 結 語

以上によって、湛山の大戦参戦および「二十一条要求」批判の言論と、その背後にある彼の中国観や対外態度を明らかにした。一九一四年から一九二三年にいたる一〇年間、大戦の勃発—日本の参戦—日独戦争の勝利—山東利権の獲得—「二十一条要求」—「二十一条条約」—同条約の廃棄通告と、日中関係そして極東情勢は揺れ動いたが、湛山と『新報』は徹底反対の姿勢を貫くことにより、当時の言論界に特異な位置を占めた。その位置をいかに評価するかは議論の割れるところであろうが、彼のリベラルな批判精神は、その鋭い洞察力と強固な意志とを併わせて、

大正デモクラシーの多種多様な思想的潮流の中では最高の水準を体现しているといえよう。換言すれば、それは日本の自由主義者の良識を結晶化しているといっても過言ではなからう。その意味で、湛山と『新報』には、吉野や浮田にみられた日露戦争から日独戦争への思想的「連続性」がなく、いわゆる「内には立憲主義、外には帝国主義」といった論理的矛盾を内包することがなかったのである。

とはいえ、第一に、このような湛山の卓抜な提言は、三浦主幹の存在と理解なくしてはありえなかったという事実には留意しなければならない。既述のとおり、三浦は『新報』の言論を帝国主義批判へと導き、わが国で最初に満州放棄を体系だてて提唱した人物である。また公私とともに湛山を育て支援して、一九二四年末に湛山を自己の後継者、つまり第五代主幹につかせる役割を演じた人物である。したがって、極論すれば、三浦を抜きにしては湛山を論ずることはできないのである。第二に、湛山の異彩を放つ主張の社会的影響力に限界のあったことは否めない。それは、一面、当時多くの日本人が中国人蔑視で固まり、湛山の中国に対する不干渉主義や一国家、一国民として尊重せよとの叫びに耳を傾けることはなかったであろうことと、他面、『新報』が経済専門誌であり、とりわけ経済界とインテリ層に読者層が集中し、一般大衆には馴染むことはなかったであろうことに基因する。一例を挙げれば、浮田が前掲論説において、『読売』社説の「二一ヵ条要求」反対論を賞讃したが、実際にはそれを上回る反対論を掲げた『新報』社説に論及していない。他誌においても『新報』を取り上げた論者や論説を見出せない。少なくとも、これら二点に留意する必要があるだろう。

とはいえ、湛山の存在は大正期における日本外交史研究に新たな学問的構築を必至とすることに変わりがない。湛山が孤立しつつ、なおかつ求めた「理想的現実主義」は今日の意義をもっており、近くて遠い中国を考える上での貴重な指針となるであろう。

追記 『石橋湛山全集』収録のものはすべて現代仮名使いとなっているので、『全集』にしたがって引用し、その他『朝日新聞』などからの引用は原文通り、旧仮名使いとした。